

参議院法務委員会会社更生法案等に関する小委員会会議録第三号

昭和二十六年十一月十五日(木曜日)午後二時十五分開会

出席者は左の通り。

委員長 伊藤 修君
委員 岡部 常君
鬼丸 義齋君
一松 定吉君
須藤 五郎君

政府委員

法制意見参事官 位野木益雄君
事務局側 常任委員 長谷川 宏君
常任委員 西村 高兄君
常任委員 会専門員 西村 高兄君

参考人

全国銀行協会連 難波 勝二君
合会常務理事

本日の会議に付した事件

○会社更生法案(内閣提出、衆議院送付)(第十一回国会継続)

○委員長(伊藤修君) それではこれより会社更生法案等に関する小委員会を開きます。

本日は会社更生法が日本の経済界並びに企業界に及ぼすところのいゝ影響について相当重大性があると考へられるので、特に銀行側から本法に対する御意見を拜聴したいと存じまして、全国銀行協会連合会の常務理事をなすついでに、難波勝二君の御意見をお伺いすることにいたしました。

○参考人(難波勝二君) 私は銀行協会の難波でございます。大変遅くなりまして申訳ございません。

会社更生法案に關しまして若干意見を申し上げたいと存じます。この法律案は裁判所の高邁な見識の下に、人格、手腕、力量ともに優れた管財人の指導によりまして、それから会社の債権者、会社の株主、これらの互譲の精神によりまして行われるものであります。

が、現在の我が国の経済事情から申しますと、この法律案の趣旨には首肯し得られるのでありますけれども、これを今直ちに実施するといふことには時期尚早であると言わざるを得ないものであります。

例えばこの手続は更生債権者、特に担保権者の譲歩によりまして会社の更生を図るものでございまして、これを金融機関の立場から見ますと、資金の貸出に当りましてはどうしても慎重にならざるを得ないのであります。

特に経済情勢の移り変りの激しい現状におきましては一層慎重を期することとなるものと考えられますし、そのことはたださへ資金のかく不円滑である現状におきまして一層円滑を害する虞れがあると言わなければならぬと思つてござい

ます。それから更生手続は裁判所の監督の下に行われるものであります。その判断には法律的な知識ばかりでなく、企業の将来性など広い経済的な知識を要するものであります。その上に只

今も申し上げましたような経済変動の激しい時でございますから、その経済変動に即応する迅速な処理が望まれるのでございまして、それには裁判所の機能の強化ということがなくては円滑な運営を期したいと思つてござい

ます。それから更生手続の実施は事実上管財人の手腕なり、力量によるものであります。管財人に適任者を得ることは必ずしも容易なものであります。

この適任者が得られなければ円滑なる運営が望まれないのであります。現状におきましてはかかる適任者を得るということは相当困難があると言わなければならぬと思つてござ

います。以上申し上げましたような理由から、冒頭に申し上げました通り、本法案の実施は、これらのいゝな事情が改善された後にされることと望ましいのでござい

ます。以上がまあ大体的な本法案を実施するのはまだ時期が早いと思はれるといふことを申し上げたのでござい

ます。それでこの会社更生法案を改正するとしてならば、我々の考えるところではどういふところであるか、どういふところを改正したらいいかといふことにつきまして、意見を申し上げたいと思ひます。

この点はなお我々の研究は十分でございせんので、取りあへず気の付いた点を申し上げる程度でござい

ます。一つは裁判所の機能を強化しまし

て、そうして事務の迅速化を図るといふこととござい

ます。更生手続が開始された後、九

ヵ月以内に更生計画の認可が決定されな

いといふときに、租税債権者が滞納処分を執行した

しまして、更生計画の立案が困難にな

るといふ虞れがありますから、九ヵ月以内に更生計画の認可が決定されるよ

うに措置することが望ましいのであり

ます。それから更生計画を作成する組の分類の点でござい

ますが、組の分類に當りまして更生担保権者につき

ましては、これを法文上分類を明確化すると同時に、先順位担保権者の地位

を保護するといふこととあります。第三は更生手続の開始後に発生した債権

が保護されることを明確化するといふこととあります。それから第四には租

税には優先する担保権者につきましては、国税徴収法第三條の趣旨を明記す

るといふこととあります。それから第五には租税債権者が更生計画の認可決

定前に質権又は抵当権の設定せられた財産を差押えますときは、收税官吏

は滞納処分費それから税金額その他必要と認める事項を管財人に通知するも

のとすることとあります。第六には更

生計画の遂行中に手続廢止の決定があ

りましたときは、一旦消滅した担保権等を第三者の権利を害しない範囲にお

きまして復活せしめることと

あります。以上のような点が我々金融機関とい

はしましては本法案の改正すべき点だ

といふふうに考へている諸点でござ

います。私の申述べるところは以上の通り

でございます。

○委員長(伊藤修君) 今の第三のこ

ろをもう一遍お聞かせ願ひます。

○参考人(難波勝二君) 更生手続開始後に発生した債権が保護されるこ

とを明確化するといふのでございま

して、それは例えば二百六十六條に「左に掲げる請求権は、共益債権とする。」と

こうなつて各号列記されておりますが、それには例えば第二号にも「更生

手続開始後の会社の事業の経営並びに財産の管理及び処分に関する費用」こ

うなつておるのでござい

ますが、これを

もう少しはつきりした文面にして頂

きたいといふ意味でござい

ます。まあいづれにしても当初に申し上げ

ました通り、金融機関としてしましては一

番大事なこの融資の円滑といふことを害することになりはしないかといふこ

とが一番懸念する点でござい

ます。○委員長(伊藤修君) そうすると、融

資の円滑を害するといふ根拠は、あれ

ですか、この担保権が制約されるとい

ふ点にあるのですか。

○参考人(難波勝二君) そうでござい

ます。○委員長(伊藤修君) それはどうい

ふうな意味において恐れるのですか。

○参考人(難波勝二君) 銀行が融資を

する上におきましては、いゝな担保権を設定しておるわけでござい

ます。現在破産法や、和議法や商法や会

社の整理、いゝな諸規定がある上

担保を設定しておるにもかかわらず、
こういう更生手續がとられることによつて、担保権者の権利が侵されるという懸念するからでございます。

○委員長(伊藤修君) 政府の説明によりますと、結局担保権者はそのグループの集会によつてその意思が十分達せられるじやないかと、又保護されるじやないかと、こういうような趣旨でございます。

○参考人(難波勝二君) 我々は只今申上げたように考えておるからでございます。

○委員長(伊藤修君) 銀行はこの法律ができた場合において、融資を相当差控えることになるのですか。

○参考人(難波勝二君) そういう懸念があるわけですね。法律があるから差控するというふうには申上げられませんが、それでも、やはり法律がない場合と比べてみましたら、それだけ多くのやはり注意力を払い、慎重に扱わなければならないということには間違いないと思ひます。

○委員長(伊藤修君) 法律のない場合は勿論想像しませんが、法律のある場合は、若し間違つたら更生手續をなさるから、その場合をも予想して融資することになると、従つて融資はより以上困難になると、厳格になると、こういう意味ですね。

○参考人(難波勝二君) そういうことでございます。

○委員長(伊藤修君) 現在銀行管理というものがよく行われておりますね、事實上は、会社若しくは工場に對して経営が困難だと、それに対して経営を得ないというふうな意味からし

て、銀行が追加融資するという場合に銀行管理ということが行われておりますね。

○参考人(難波勝二君) そういう意味でまあ銀行管理、それは通称ですね。

○委員長(伊藤修君) 通称の言葉ですが、まだ法的のものじやございませんか。

○参考人(難波勝二君) はい、ですけども、それは飽くまでも整理を主としていて、融資関係から見てできるだけその会社の経営をよくするためにございまして。

○委員長(伊藤修君) 一面においては俗にいう銀行管理をやる場合は、他の債権者が相当あつて工場或いは会社の経営がよろしきを得ないという面もある得るのですか。

○参考人(難波勝二君) よろしきを得ない面もあり得るのでありますけれども、今申しましたように、会社の経営をできるだけよくする、経営がよろしく行つていないのに対して、銀行からその中に人を入れて経営を一層よくするというのが趣旨でございます。

○委員長(伊藤修君) 裕福であれば別に銀行管理もする必要がないのだから、結局経営が困難だということが前提になるじやないですか。

○参考人(難波勝二君) 必ずしも困難だということばかりでもございませんで、
○委員長(伊藤修君) 又銀行管理をされておるような会社は、更生手續に入るといふ處は相当あると思ひますが、
○参考人(難波勝二君) こういう法律ができればですね。
○委員長(伊藤修君) ええできれば。

○参考人(難波勝二君) そうなりまして、銀行としてはどういふ考えになるんですか、先の融資と後の融資とありますね。

○参考人(難波勝二君) まあもう少し経済事情も落ち付いて、正常な状態に帰つて行きましたら、そういうことももつとよく行くと思ひますけれども、今のようないふ段階では無理なんじやないかと思ひます。

○委員長(伊藤修君) 如何なる企業といへども、殆んど産業資金の大半を金融機関からの供給によつて企業を営んでいるという実情でございまして、だからできるだけ資金の供給を円滑にしてもらうということが、企業側から見ても一番大事なことでございます。

○参考人(難波勝二君) ですから、金銀の供給のほうも産業資金の供給を計つておる、こういうのがまあ実情でございます。

○委員長(伊藤修君) まあ現在でも企業は銀行と離れては成り立たないです、が、その際においては、非常に金融機関というところに頼んでおつて、年末、越年が非常に問題になるとされておるんですが、まあこういう事情がいつまでも続かわかりませんが、より以上銀行が厳密になるということになると、相当企業のありかたとしても倒産というふうなことの傾きに入つて行くんじやないかと思ひますが。

○参考人(難波勝二君) ええ、そういふことを強く申し上げると、法律そのものに反対しておるようになりますが、反対しておる趣旨じやございません。

○委員長(伊藤修君) 金銀の供給を代表しての意見でございます。

○参考人(難波勝二君) 我々といひましたは法律の趣旨は、それは結構ですが、それを漫然出すことによつて、日本の企業界が却つて萎縮したり、企業のありかたといふものが却つてそれより退歩するということになつては由々しい問題である、かように考へて、實際面に携わる銀行のかたの御意見を伺ひたい、かように思つて御出頭願つたわけですが。

○参考人(難波勝二君) 今申上げましたように、たださ資金が不足しておるでございます上に、会社を更生させるようとしても、更生させるためにや

○委員長(伊藤修君) 頭から先に債権を制約されたり、いわんや次の新らし

○参考人(難波勝二君) これは本法のよ

○参考人(難波勝二君) うなものが仮にできたといひました

○参考人(難波勝二君) 金銀の現状は

○参考人(難波勝二君) 金銀の現状は

○参考人(難波勝二君) 金銀の現状は

○参考人(難波勝二君) 金銀の現状は

い新規融資というものは考えられない
と思うのです。

○委員(難波勝二君) さようでござ
います。

○委員(伊藤修君) あなたの銀行協
会はこれを取上げられて何か公式とい
うか、協会としての御意見はまとも
なですか。

○委員(難波勝二君) まだ十分な研
究はついておりませんが、只今申上げ
た程度の研究はできたわけでございま
す。

○委員(伊藤修君) 大体全国の銀行
家の御意見はそういうところにあるの
ですか。

○委員(難波勝二君) そこまでは参
りません、東京における。

○委員(伊藤修君) 東京の……

○委員(難波勝二君) はあ、大体東
京のほうがそういうことですが。

○委員(伊藤修君) 全国の銀行を東
京がリードするわけでしよう。東京の
銀行家のかたの御意見というものは
全国の金融界に結局指導力を持つわ
けですね。

○委員(難波勝二君) 大体そうなり
ます。

○委員(伊藤修君) そうすると只今
の御意見をお伺いいたしますと、本法
は現在の日本の経済界、殊に金融界か
ら考へて、そこに時期尚早であると、
こういうわけでございませうね。若し施
行するとすれば、先ほどの御意見の点
を修正するにあられれば、銀行家とし
ては喜んで受入れるわけに行かないん
ですか。

○委員(難波勝二君) 修正されると
すれば、これらの点を……

○委員(伊藤修君) 修正がないとす
ま。

れば……

○委員(難波勝二君) 改正されると
すれば、只今申上げたような点を改正
されることが妥当であらうということ
でございませう。

○委員(伊藤修君) ちよつと伺いた
い。この銀行の融資ですが、実際の資本金
よりもつとたくさん融資がされてい
ると思うのですが。

○委員(難波勝二君) それはもう、
資本金なんかとは比べものにはならな
いんですよ。

○委員(伊藤修君) どのくらい融資して
らつしやるのですか、実際は資本金の
何倍という融資じゃないのでしょうか。

○委員(難波勝二君) それは銀行に
よつて違いますけれども、御承知のよ
うに大体預金の額と同じ程度にしてお
ります。資本金と比べて、預金で
すね。融資をする資金源は普通商業銀
行でございませうから、預金でござい
ますね。預金が今一兆二千億といつたよ
うなことでございませうから、ほぼそ
のくらいの貸出額も持つてゐるわけで
ございませう。

○委員(伊藤修君) 私が伺いたいのは
は、或る会社、Aという会社に融資を
なさる場合、そのA会社の資本金より
も、もつとたくさん融資をしてらつ
しやるのじやないでしょうか。相手の
会社の資本金以上の融資をしてらつし
やると思うのですが、どの程度くらい
まで融資をしてらつしやるのですか。

○委員(難波勝二君) それは全く
いろ／＼ございませうからね、申上
げられませう。いろ／＼ございませう
から大体どのくらいとおつしやいまし
ても、それは。

○委員(伊藤修君) それは伺えないもので
しょうね。

○委員(難波勝二君) 大体今の点は資
料の二枚目の上段のところにあるま
す。

○委員(伊藤修君) こういう状態にお
いて実際にこの更生法を適用してま
く行けるものなんですか、どうですか。

○委員(伊藤修君) 銀行家としては
非常に御迷惑に思ひますが。

○委員(難波勝二君) 只今あなたのお話の中
にありましたこの更生法施行に基
いて、それがために担保権の制約を受け
るということについて、あなたがたの
業界でこれを取上げて、特にこれは困
まるというところで、同業者間で
意見を取りまとめるとか、何とかこれ
に対しては銀行のほうの団体から意思
表示をしたほうがいいのじやないかと
いうところにまで進んでおりますか。

○委員(難波勝二君) それまでは行
つておりません。

○委員(伊藤修君) そこまで行つてお
りませんか。あなたの先ほど言われたの
は、東京における銀行の御同僚のかた
が御集まりのところより／＼、そうい
うような意見があるという程度のこと
ですか。

○委員(難波勝二君) そうです。

○委員(伊藤修君) 今度の更生法の件は先
ほどの御同僚のかたはおよそ知つてお
られるのですか。

○委員(難波勝二君) 知つておられ
ると思ひますが、まあ銀行のほう
では研究がまだ十分ではございませ
う。

○委員(伊藤修君) それからすでにこの更
生手続が開始したされました後に、金
融をする場合等について、何か他の従

来の債権よりも特に優遇というか、或
いは強い、特殊な権限を附與してもら
いたいというふうなことはありません
か。そういう希望はありませんか。そ
れがなければ結局融資しないだけだ
ということですね。

○委員(難波勝二君) 融資しない
という、はつきりはちよつとそういうこ
とは申上げられませうけれども、まあ
一層慎重にやるといふことになること
と思ひます。

○委員(伊藤修君) 若しこの法律が実施
になりましたならば、業界に対しては大
きい一つのショックを與えることにな
りますか。お見込としては第一主義的
にあなたの言う担保の制約に關しまし
て、業界に対しては大きいやうな一つの
センセーションを起すというやうなこ
とを予想されますか。

○委員(難波勝二君) それほどに考
えられませうけれども、業界とおつし
やるのは金融界のことでしょう。それ
よりもその後の融資状況が違つて来る
と思ひます。そういう面では経済界全体
にやはり大きな影響があると思ひま
す。先ほど申上げましたように、今は
金融機関から産業資金を供給してい
る、殆んどその一本槍だと見てもいい
のです。資金供給源は何か主なもの
かという、大半は金融機関から産業
資金というものは出てゐる現状でござ
いませう。その法律を制定される目
的は大変結構であつても、只今のよう
な経済事情の下において、例えば資金
は極めて円滑に流れつたあるやうな経
済状況でもあつかうのごとくお考えに
なつて、法律をお作りになりましたら
それでいいのでございませうから、法律
そのものが、折角いい法律になつてお

つても、そのように資金が出て来ない
というやうなことは流れない。出し
得ないという状態であるならば、法律
で規定されてゐるやうな方向に工合よ
く更生手続が取られ得るかということ
に疑問があるわけですね。

○委員(伊藤修君) 大体あなたがたの同
業者の担保の対象物で、今それを
大観しておよそ何が一番対象になつて
おりますか。これを第一、第二、第三
と挙げれば大体どんなふうになつてお
りますか。工場財団などはやはり第
一……

○委員(難波勝二君) 第一ではござ
いませうね。

○委員(伊藤修君) 第一は何でし
ようか。物的担保として、担保の順序から行
きますと何でしよつか。

○委員(難波勝二君) 今は担保とい
つてもどういふ順序ですか、預金もあ
れば有価証券もございませうね。

○委員(伊藤修君) 工場財団とかとい
うのが第一じやないですか。

○委員(難波勝二君) 第一というこ
とじやないと思ひます。

○委員(伊藤修君) やはり第一は預金で
すか。

○委員(難波勝二君) それはやはり
一般商業銀行は財団とか不動産とか、
そういうものは取つておられません。取
つてはほしいという要望はあるのでござ
いませうけれども、実際のところは取つ
ておりません。

○委員(伊藤修君) 不動産担保で行くと、
全国の銀行を大観して、不動産担保に
よつて融資をしておる向きは極く少
いのですか、皆無ですか。

○委員(難波勝二君) 皆無とも言わ
れませんが、極く少い。

○鬼丸義齋君 殆んど皆無にひとしい状態ですか。

○参考人(難波勝二君) はあ。又今の不動産というものが御承知のように不適当でございますね。

○鬼丸義齋君 そうかと言って従来のように証券が多いと限らない。

○参考人(難波勝二君) そうですね。

○鬼丸義齋君 よろしくございます。

○委員長(伊藤修君) 興業銀行あたりは担保は工場財団とか、そういうものを取っているのじゃないですか。

○参考人(難波勝二君) はあ。

○委員長(伊藤修君) あそこは大部分そういうものが主じゃございませんか。

○参考人(難波勝二君) 多いという程じゃございません。

○委員長(伊藤修君) やはり多いほうではございませんか。

○参考人(難波勝二君) はあ。

○鬼丸義齋君 もう一つ、担保の対象になるのは、銀行の担保が制約を受けるという、担保になる対象は大体何なんでしょうか。銀行預金なんかは別ですが、これはまあ殆んど相殺されるようなものですか。担保と言つても、担保には違ひないのですが、その他のものは何ですか。

○参考人(難波勝二君) まあ初めは相手を信用して貸しておる場合にも、債務者の信用に変化を来したというような場合に、できるだけ担保力のあるものから取りましても、場合によつては十分担保に入れるようなものがないということも出て参りましょうから、そうなつて来ますと、取り得るあらゆるものを取る、こういうことになつて参るのでございましょうね、銀行とし

ては。

○鬼丸義齋君 それは一般取引の場合、信用取引の場合はそういうことが通常起るでしょうが、大体ここに問題になつておるといふ担保ですね。担保の制約を受けるという銀行の担保の対象になるものは何かということですね、先ほど来からあなたも御説明になりましたように、この担保の制約を受けるということに対する担保とは何ぞやというのを銀行のかたが御心配になる。対象は何かということですか。

○参考人(難波勝二君) 担保の種類で

○鬼丸義齋君 そうです。

○参考人(難波勝二君) 質権でも抵当権でも何でも総括的に考えておるわけですね。

○鬼丸義齋君 質権、抵当権を設定して貸すわけですか。

○参考人(難波勝二君) そうですね。

○鬼丸義齋君 物的担保となるのは動産が多いのですか、不動産が多いのですか。

○参考人(難波勝二君) 不動産は少いわけですね。

○鬼丸義齋君 不動産は少い。そこで動産とやはり債券ですか。

○参考人(難波勝二君) そうですね。

○委員長(伊藤修君) それでは今鬼丸さんのお尋ねになつたときにあなたがちよつとお答えになりましたが、初めは信用貸だ、順次信用が毀損されて来ると、担保を次々と取るようにする、そうして危険を保全しようということ、は銀行の在り方としてはそうでしょうが、殊に銀行管理というような場合には殆んど担保を取つてしまふのじゃないですか。まあ一概にはそうは言えな

いかも知れませんが。

○参考人(難波勝二君) ですから、それはこの銀行と融資を受けた企業との間の個々の場合にその関係人の如何によつて相違して来ることとございましょうね。

○委員長(伊藤修君) そうせんと安心して銀行管理ができないわけですね。

○参考人(難波勝二君) そうですね、あなたのおつしやつておる銀行管理というのは、銀行がその企業に対する管理でございましょう。

○委員長(伊藤修君) そうです。企業の実体を把握してしまわないと、次の新しい融資をするための銀行管理が俗に言う銀行管理。

○参考人(難波勝二君) それは今俗に言つておる銀行管理というのは、先ほど申しましたように必ずしも企業の経営状況が甚だしく悪くなつて来た後においてのみ起ることもない。

○委員長(伊藤修君) それはよくわかりますが、大体において従来融資したものが危険に瀕して来るといふので、銀行がお目付役に誰か取締役を入れて管理をしておる、監督をしておるのですね。それを俗に銀行管理と言います。

が、私の言う銀行管理は、更正法でいうような銀行管理ではなくて、それが現在の企業界で現在多く行われておるというわけですね。

○参考人(難波勝二君) はあ。

○委員長(伊藤修君) それではどうもお忙しいところをありがとうございます。速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(伊藤修君) 速記を始めて下さい。本日はこれを以て散会いたします。

午後三時十五分散会